

よっかいち人権施策推進プラン

～人権が尊重される四日市市をめざして～

四日市市

四日市市「人権尊重都市宣言」

すべての人々の基本的な人権が尊重される自由で平等な社会の実現は、人類共通の願いであります。

しかし、私たちの身のまわりには、今なお因習や偏見などによるさまざまな人権問題が存在しています。人権が侵害されることは、いかなる理由であっても許されることはありません。

人が人として尊ばれる明るく住みよい社会を築くため、私たちは、ここに四日市市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

1992（平成4）年12月22日

「世界人権宣言」第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

1948年12月10日第3回国際連合総会で採択

目 次

I. はじめに	3
II. 基本理念	5
III. プランの体系	7
IV. 施策の推進に際して	8
1. 人権に関する相談・支援の充実	8
2. 人権教育・啓発の充実と当事者のエンパワメント	10
3. 人権の視点から見たまちづくりの推進	13
4. 人権施策の推進体制の充実	15
V. 施策の推進体制	16

I. はじめに

人権は、人が人としての尊厳に基づいて生まれながらにして持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人がかけがえのない存在として幸福に生きるために、欠かすことのできない権利です。

すべての人の命が大切にされ、すべての人が自分らしい生き方のできる社会を実現するためには、人権が私たちすべての人に保障された権利であることを誰もが理解し、人間同士がお互いを認め合いながらその確立を目指していくことが重要です。そして、偏見や差別意識を持たないことや、さまざまな人権課題に対して無関心でいることをなくすことが大切です。

また、人権課題は私たちの意識の問題と捉えられがちですが、人権侵害を生み出し、残していく社会の仕組みや構造に問題があり、これらを解決して意識の変革につなげることも必要です。

四日市市は、1992（平成 4）年 12 月に人が人として尊ばれる明るく住みよい社会を築くため「人権尊重都市」を宣言し、また 1997（平成 9）年 7 月には、すべての人の基本的人権を保障しあらゆる差別を無くすために、市と市民の責務や必要な市の施策について定めた「四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例」を制定しました。

そして、2005（平成 17）年 3 月には、「よっかいち人権施策推進プラン」を策定（2012（平成 24）年 2 月に改定）し、市民一人ひとりの人権を尊重する社会の実現に努めてきました。

近年、人権を取り巻く情勢は、大きく変化しています。

国連では 2015（平成 27）年に、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、「SDGs（持続可能な開発目標）」※¹が採択されました。また国内では、「部落差別解消推進法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「障害者差別解消法」、「女性活躍推進法」、「生活困窮者自立支援法」、「子どもの貧困対策法」、「いじめ防止対策推進法」などが施行され、さまざまな立場にある人の人権が尊重される社会の仕組みが整いつつあります。

しかしこういった取り組みにもかかわらず、今なお同和問題（部落差別）や障害者、外国人などに対する偏見や差別が存在しています。子どもや高齢者、障害者などへの虐待、配偶者等への身体的・精神的な暴力、いじめによる人権侵害についても十分には解決できていません。さらに近年は、インターネット上の人権侵害が深刻化し、また、性的指向や性自認※²を理由とする偏見や差別

も顕在化しています。加えて、犯罪被害者等を温かく支える地域社会づくり※³も重要になってきています。

今後は、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来に伴う新たな人権課題にも配慮していかなければなりません。例えば、公共交通の維持が懸念される中、高齢者や障害者の移動が難しくなると、社会からの孤立を招きかねません。そのため、高齢者や障害者をはじめすべての人が生きがいを持って社会参加しやすい環境づくりが必要となります。また、就労を目的とした外国人市民の増加が見込まれることから、共に支え合って暮らせる多文化共生社会の実現に向けた取り組みの充実が必要となります。

以上のように、昨今の人権課題は多様化・複雑化してきており、これまで以上にきめ細かな対応が欠かせなくなってきました。

こうした人権をめぐるさまざまな状況を踏まえ、このたび「よっかいち人権施策推進プラン」を見直しました。四日市市は、本プランの5つの基本理念を継承し、四日市市総合計画の「人権を尊重するまちづくり」の考え方や、自分たちのまちは自分たちで作っていくという市民主権の理念を大切にし、市民活動団体等と協働し、あらゆる人権課題の解消に取り組んでいきます。

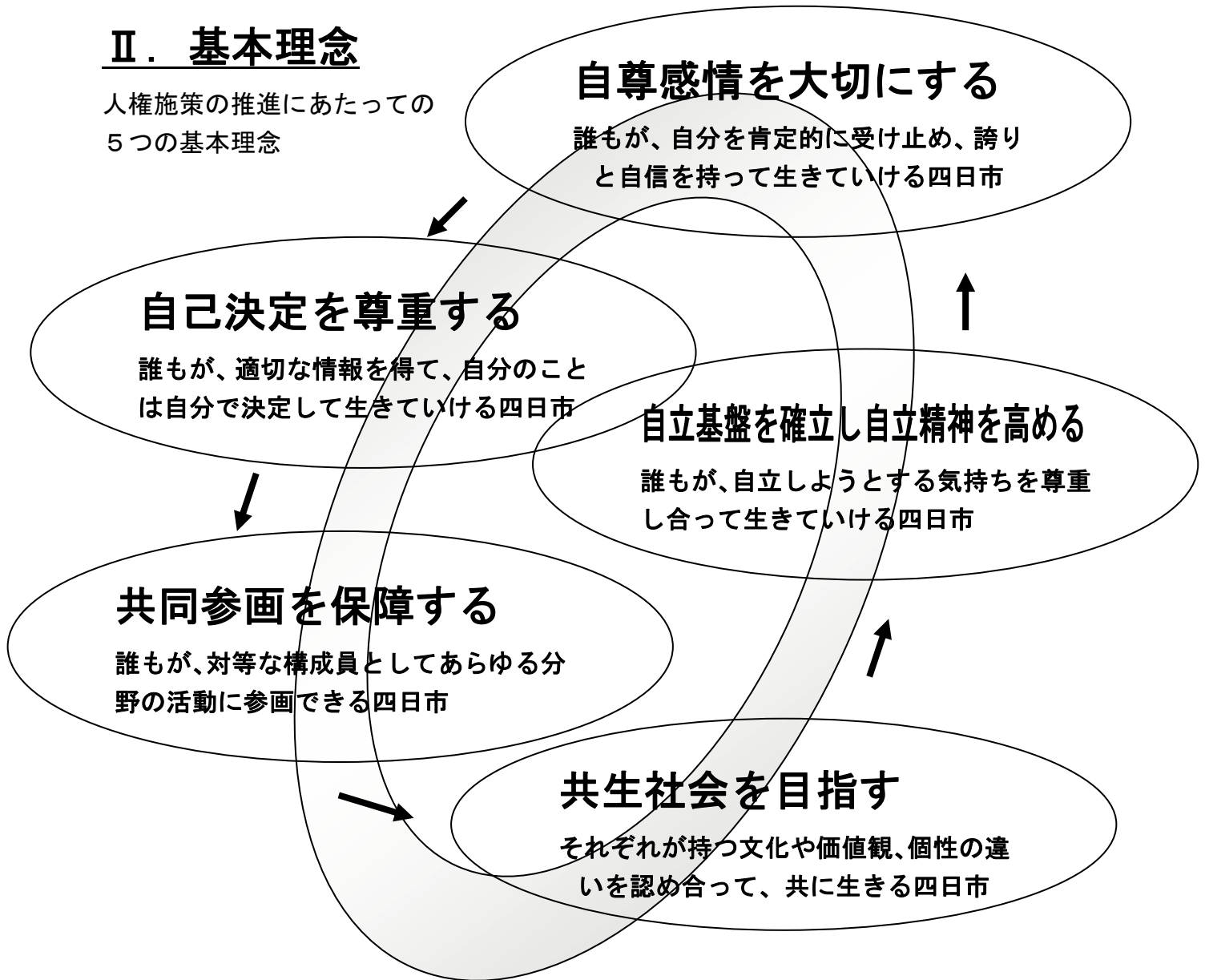
※1 SDGs : Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略称。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のため、2030年を年限として、「すべての人に健康と福祉を」、「ジェンダー平等を実現しよう」、「住み続けられるまちづくりを」、「平和と公正をすべての人に」等の17の国際目標が掲げられています。

※2 性的指向や性自認：性的指向は、どのような性別の人を好きになるかという概念を言います。性自認は、自分の性をどのように認識しているかという概念です。Sexual Orientation (性的指向)とGender Identity (性自認)の頭文字をとって「SOGI」との表現もあります。

※3 本市では2019(令和元)年10月に「四日市市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等に寄り添った支援施策を総合的かつ計画的に推進しています。

II. 基本理念

人権施策の推進にあたっての
5つの基本理念



自尊感情を大切にする：

自尊感情（self-esteem）とは、「自分がかげがえのない大事な存在だ」という気持ちのことです。自分を否定するのではなく、肯定的に認め、自分らしさに自信を持ち、自分を価値あるものとして思え、誇りと自信を持って生きていけるようになることです。

偏見や差別によって抑圧され続けたら、自分に否定的になったり、他人を信じられなくなったりしてしまいます。自尊感情が持てれば、他の人の存在をも大切にすることにつながります。

自己決定を尊重する：

人は、自分の生き方を、自分で選び取る権利をもっています。誰も人の生き方を命令することはできません。

しかしながら、思いやりの気持ちから、身近な人の生き方を決定していることがあります。

例えば、小さな子どもの場合には、親が保護する気持ちから、その生き方を代わりに決めてしまうというようなことがあるとの指摘があります。子どもは大きな力を内在しています。社会的に優位にある親や教師などが、思いやりなどから意思決定を代行していけば、本人の自己決定能力を失わせていくことにもなります。子どもたちが自己決定能力を育てていくためには、社会全体が必要な情報を提供しなければなりません。

人が自分の生き方を自分で選び取るためには、自分なりの生き方が選択できる情報が提供されていることが不可欠です。誰もが自己決定を尊重され、それを支援していくことがあたり前の社会でなければならないのです。

共同参画を保障する：

性別や年齢、国籍、障害の有無などによって制約を受けず、その個性と能力を十分に発揮することが保障されている社会が求められています。このためには、さまざまな生き方の可能性を制約することのない機会の平等が保障されていることが重要です。さらに、政策決定・意思決定の場へ当事者が参加し、意見を表明できることが必要です。

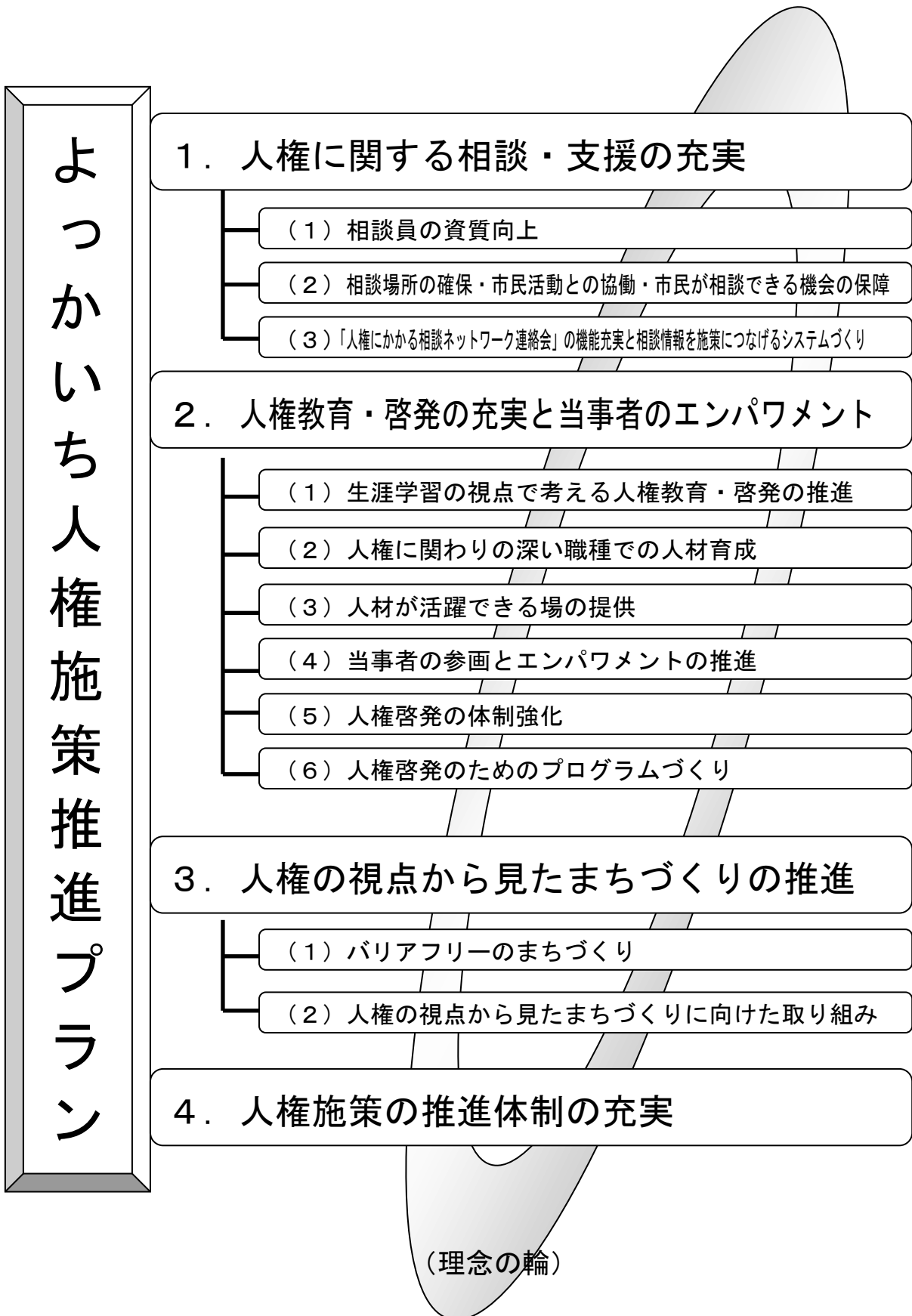
共生社会を目指す：

人権の基本は、人間の存在の多様性を前提としてお互いの異なる考え方や生き方を認め合うことです。すべての人は、人間としてみな同じ人権を有しており、一人ひとりがかけがえのない存在であるということを認識し、それぞれの文化や価値観、個性の違いを認め合い、多様性を尊重しながら共に生きる社会の実現が望まれています。

自立基盤を確立し自立精神を高める：

自立には、精神的自立、経済的自立、社会的自立などの側面があります。小さな子どもが精神的に自立していく過程ではさまざまな体験が重要となります。また、経済的自立のために多様な就労の機会が整備されることも重要です。こうした自立のための基盤整備が進むことによって、他者に従属することなく、独立性を保って生きていこうとすることはもとより、他者との関係を大切にす社会的自立も含んだ自立精神を高めることが望まれます。

Ⅲ. プランの体系



IV. 施策の推進に際して

人権施策を推進するにあたっては、「人権に関する相談・支援の充実」・「人権教育・啓発の充実と当事者のエンパワメント」・「人権の視点から見たまちづくりの推進」・「人権施策の推進体制の充実」の4つの柱に基づき取り組めます。

1. 人権に関する相談・支援の充実

これまで、人権相談をはじめ、子どもや高齢者、障害者への虐待や配偶者等への身体的・精神的な暴力に対する相談窓口、外国人市民向けの生活相談窓口、生活困窮者に対する生活支援相談窓口、いじめに対する相談窓口等を設置し、さまざまな人権課題に対する相談体制の充実に努めてきました。

しかし、依然として存在している人権課題のほか、社会状況の変化に伴い、インターネット上の人権侵害や性の多様性の問題など新たな人権課題が生じています。

このため、多様化・複雑化する人権課題に的確に対応できるよう、関係機関や市民活動団体等と連携を図りながら、引き続き相談体制の充実を図り、人権課題の解決に努めます。

また、相談業務を通して人権課題の把握に努めるとともに、その発生を未然に防止できるような取り組みにも努めます。

(1) 相談員の資質向上

- ①人権全般・子ども・女性・生活等の各相談分野においては、専任の相談員を概ね配置してきました。相談員以外の職員の応援や必要に応じた相談員の増員も含め、常に相談に対応できるような環境づくりに努めます。
- ②専任の相談員には、人権や法律に関する知識、基本的なカウンセリング技術などの研修を体系化して実施するほか、各分野の専門知識やその時々に必要な研修を充実させていきます。
- ③身体障害者相談員を含むピアサポーターなど、当事者や当事者と関わりが深くその体験を生かせる人材が相談を担っている分野もあります。今後、さまざまな分野において、体験を生かせる人材を活用した相談員の育成を検討していきます。

(2) 相談場所の確保・市民活動との協働・市民が相談できる機会の保障

- ①相談者のプライバシーに配慮した相談場所の確保が進みましたが、一部の相談窓口では未整備なところもあり、今後も引き続き相談場所の確保に努めます。
- ②子どもや高齢者、障害者などに対する虐待を防止するための見守り、子育ての不安を抱える保護者の相談、外国人市民の相談などを進める上で、人権に関わる市民活動団体との連携を図り、それらの人々が容易に相談でき、問題が解決することをめざします。また、子育て中などで外出して相談に行くことができないケースや、虐待の恐れや生活上の不安などにより支援が必要であるにもかかわらず、表面化しにくいケースに対する予防的な取り組みにも努めます。
- ③精神面での不安や課題を抱えている市民が早めに専門的なアドバイスを受けることができるように、相談体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知、啓発活動に取り組んでいきます。
- ④相談窓口については、広報よっかいち、ホームページなどさまざまな広報媒体を利用するとともに、市民活動団体の協力を得ながら効果的な周知方法を検討し、相談したい人、悩んでいる人が気軽に相談に行ける、一步を踏み出せる体制づくりに取り組めます。

(3) 「人権にかかる相談ネットワーク連絡会」の機能充実と相談情報を施策につなげるシステムづくり

- ①庁内組織である「人権にかかる相談ネットワーク連絡会」を活用し、相談員間の一層の連携や機能充実を図り、相談者が最も適切な窓口で相談できるよう迅速につないでいきます。また、相談情報の集約と分析を行い、市民ニーズを把握して施策につなげるよう努めます。
- ②「人権にかかる相談ネットワーク連絡会」は、弁護士、臨床心理士、法務局、人権擁護委員などとの連携を図ってきました。今後は、専門性を確保し、適切な対応を行うために、市民活動団体や関係機関との連携を一層強め、相談機能・体制を充実させていきます。

2. 人権教育・啓発の充実と当事者のエンパワメント※4

これまで、就学前や小学校・中学校での人権教育など、子どもたちの人権感覚を育むための取り組みを進めてきました。市民の人権学習の機会としては、連続講座である「よっかいち人権大学（あすてっぷ）」や市民大学を開催し、人権教育・啓発に取り組んできました。また、市職員・教職員などの人材育成も着実に進んできました。

しかし、人権教育・学習等で得た知識が個人の段階に留まりがちであること、また、当事者のエンパワメントを推進するための取り組みが十分でないなどの課題が見られます。

このため、今後も引き続き、子どもたちに対しては発達段階に応じた人権教育を行います。そして、生涯学習における人権教育・啓発では地域や企業などで主体的な人権啓発が行えるような人材を育成するとともに、その人材が活躍できる場につながるよう努めていきます。

また、課題を抱える当事者が自尊感情を高め、主体的に社会と関わることを支援するため、当事者のエンパワメントに引き続き取り組みます。

（1）生涯学習の視点で考える人権教育・啓発の推進

- ①親子人権学習会の開催のほか、子育て支援の分野などでは、子どもと保護者がともに学びあって人権感覚を身に付けられる学習機会の充実に努めます。
- ②保育園・幼稚園・こども園や人権センターにおいて、就学前の子どもが人権感覚を身に付けられる学習機会を設けてきました。幼児期から人権感覚を身に付けることが非常に大切であることから、保育園・幼稚園・こども園での人権教育・啓発をさらに推進していきます。
- ③小学校や中学校では、教育活動全体を通じて人権教育が推進されています。こうした学校での人権教育を、社会人権教育につなげていきます。
- ④引き続き、人権について広く学び、理解を深める機会として、「よっかいち人権大学（あすてっぷ）」を開催するほか、生涯学習の視点から人権について学ぶ機会として、市民大学・熟年大学などを開催し、内容の充実に努めます。

（2）人権に関わりの深い職種での人材育成

- ①これまで、職種を問わず、すべての市職員・教職員に対する人権研修を行ってきました。単なる知識の習得に止まらず、地域での実践につなげていくような職員の育成にも努めていきます。
- ②今後も引き続き、人権擁護委員・民生委員児童委員・福祉施設関係者・医療関係者など人権に関わりの深い人々に対し、人権研修の機会提供に努めると

ともに、教材を提供するなどの支援を行います。

- ③企業における人権教育・啓発が十分に行われるよう、人権啓発企業連絡会の活動などに対して、必要な支援を行います。また、行政や市民活動団体等が連携、補完しあうことによって、働きやすい社会の実現に向けて取り組みます。

(3) 人材が活躍できる場の提供

- ①「よっかいち人権大学（あすてつぷ）」の卒業生や、地域における人権教育啓発団体等で活動するなど人権に関心の高い市民をはじめ、多くの市民等が人権について広く学べる講座や研修会を開催します。
- ②研修などを受けた修了生を登録して、必要に応じ各地区等へ紹介するとともに、人材が活躍できる場を地域等につなぐように努め、地域や職場における人権啓発活動の活性化を図ります。

(4) 当事者の参画とエンパワメントの推進

- ①今後は、地域において、人権施策を積極的かつ主体的に推進できる当事者のリーダー育成に努めます。
- ②これまで、同和問題（部落差別）、子ども、障害者、女性、外国人の各分野で、当事者が自身を肯定的に捉え、エンパワメントできるような人権学習を進めてきましたが、今後はさらに広がりを持たせつつ充実を図ります。
- ③人権施策の企画段階や、人権の視点から見たまちづくりにおいて、自己実現の観点から当事者の参画を促進します。例えば、人権啓発用の教材づくりにおいても、企画段階から当事者の協力を得られるよう努めます。

(5) 人権啓発の体制強化

- ①人権センターが人権教育・啓発推進の実施部門の中心となり、人権プラザ、地区市民センター、地域における人権教育啓発団体等と連携した人権啓発をさらに進めていきます。
- ②人権プラザには、これまでの隣保館としての機能に加え、人権ブロックセンター※⁵機能もあります。今後は、各人権プラザが人権啓発拠点として、それぞれのブロックにおける人権課題に対応した事業を展開し、人権センター及び地区市民センターと連携して地域における人権教育啓発団体等の人権啓発活動を支援するように努めます。
- ③人権の諸問題に関する相談情報や当事者意見を、人権センター事業に反映できるよう努めます。
- ④人権センターや人権に関わりの深い部局が各分野での課題や事業の進捗について情報を共有し、全体としての人権施策の見直しに生かしていきます。
- ⑤人権施策の推進のため、各部局での調査や市民人権意識調査の定期的な実施

により、人権に関する実態把握に努めます。

- ⑥今後、①から⑤の体制整備を進めてその効果を検証し、交流拠点機能も含めた人権センター・人権プラザのあり方についても研究し、今後の施策の展開に結び付けていきます。

(6) 人権啓発のためのプログラムづくり

- ①全市的に人権教育・啓発等を推進するため、人権センターや人権に関わりの深い部局が中心となり、教育・啓発・学習プログラムや教材を提供するためのネットワークを構築していきます。
- ②さまざまな学習対象者に応じた教材や学習プログラムを段階的・計画的に作成し、提供していきます。また、既存教材を有効に活用するため、定期的な内容を見直すことで現状の課題に即した啓発にも使用できるよう努めます。
- ③新たな教材を作成する際には、効果測定につながるようなアンケート調査等を実施し、当事者を含め多方面から意見を聞くなど、より専門的な知見等が反映され、質の高い教材となるような工夫に努めます。

※4 エンパワメント：【empowerment】「力をつける」という意味ですが、社会的に抑圧された人々の「エンパワメント」を語る場合は、単に訓練や指導など外からの働きかけによって力をつけさせるということではなく、本来その人が持っている力を引き出すという意味で用いられます。

※5 人権ブロックセンター：市内各地区を5つのブロックに分け、それぞれのブロックにある人権センター及び各人権プラザが、地域において人権啓発活動等を進める団体等と連携しながら、ブロックにおける人権啓発拠点として取り組む仕組みです。

人権ブロックセンター	ブロック	地 区
人権センター	中東部	中部・海蔵・橋北・羽津
人権プラザ小牧	北部	保々・下野・八郷・大矢知・富田・富洲原
人権プラザ神前	西部	川島・桜・県・三重・神前
人権プラザ赤堀	西南部	常磐・水沢・四郷・小山田
人権プラザ天白	南部	河原田・内部・楠・日永・塩浜

3. 人権の視点から見たまちづくりの推進

人権の視点から見たまちづくりにおいては、新たに整備する公共施設についてはユニバーサルデザイン※6の視点に基づいた整備設計を行い、既存の施設についても段差の解消や点字ブロックの設置などのバリアフリー化を進めてきました。また、多言語による生活情報の発信を行うなど、情報のバリアフリー化にも努めてきました。各地区で行う人権教育・啓発事業に対する支援や外国人への日本語の学習機会を充実させるなどの取り組みを進めてきました。

今後は、災害発生時の女性、妊産婦、子ども、高齢者、障害者、外国人などさまざまな人へ配慮した避難所運営など、分野横断的な取り組みを進めていくことも必要です。また、施設整備などのハード面だけでなく、社会全体で人権に対する理解を深め、ソーシャルインクルージョン※7の理念を広めていくなど、ソフト面の取り組みを進めていくことも必要です。

価値観やライフスタイルの多様化に伴い、すべての人が自分らしく生きられる共生社会を目指して、引き続き、バリアフリーで人にやさしいまちづくりを推進していきます。

(1) バリアフリーのまちづくり

- ①公共施設のバリアフリー化についてはこれまで一定の成果をあげてきました。引き続き、施設整備や移動手段の確保など誰もが快適で暮らしやすく、活躍できる生活環境の整備を進めていきます。物理面、制度面、文化・情報面、意識上のあらゆる面でのバリアフリーの充実に向けて、さまざまな分野が連携した取り組みを進めていきます。
- ②公共施設の新たな整備や大規模な改修を実施する際には、利用者の意見を聞くなど、関係部局が横断的に連携してユニバーサルデザインのまちづくりに取り組みます。

(2) 人権の視点から見たまちづくりに向けた取り組み

- ①人権の視点から見たまちづくりに向けて、地域において住民主体で行われている教育・啓発・学習などの人権活動を支援します。
- ②人権にかかる地域課題については、住民主体の取り組みへの支援を通して解決を図っていきます。
- ③外国籍の子どもたちなど、教育を受ける権利を十分に保障されていない子どもたちに対し、教育を受ける権利を保障するための取り組みを進めます。
- ④障害の有無にかかわらず子どもが共に生き、共に育ち合うことを基本として、すべての子どもが保育や教育を受けることができるように、環境の整備に努めます。

※6 ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）

※7 ソーシャルインクルージョン：すべての人々を孤独や排除から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念

4. 人権施策の推進体制の充実

市役所の各部局を横断した総合的な取り組みを展開するため、庁内横断組織である人権施策推進本部の中に人権施策推進委員会、その専門部会として人権施策推進部会・相談体制部会・市民啓発部会・職員啓発部会を置き、諸施策を進めてきました。

また、人権施策の見直しや点検のほか、推進効果を評価する機能や、新たな人権課題について調査する機能などを併せ持つ人権施策推進懇話会を設置し、本プランの基本理念に基づいて、横断的、総合的な視点から人権施策の外部評価を行ってきました。

しかし、これまでの人権課題に加えて、現在の人権課題は多様化・複雑化しています。そのため、人権施策の推進にあたっては、行政だけでなく、市民、市民活動団体などとの協働や連携を含めた施策の推進体制の充実を図ります。

市民の人権意識の醸成のための人権教育・啓発の効果的な推進や、人権にかかるさまざまな課題に的確に対応していくためには、職員が市民の人権課題に気づき、施策の企画・立案につなげるとともに、各部局を横断した総合的な取り組みを展開していく必要があります。

そのため、人権尊重を基本に据えた市政と、個別施策や個人人権の枠組みを越えた総合性のある施策を推進するため、市長を本部長とする「四日市市人権施策推進本部」を中心として、今後も引き続き、人権施策のより確かな推進を図ります。

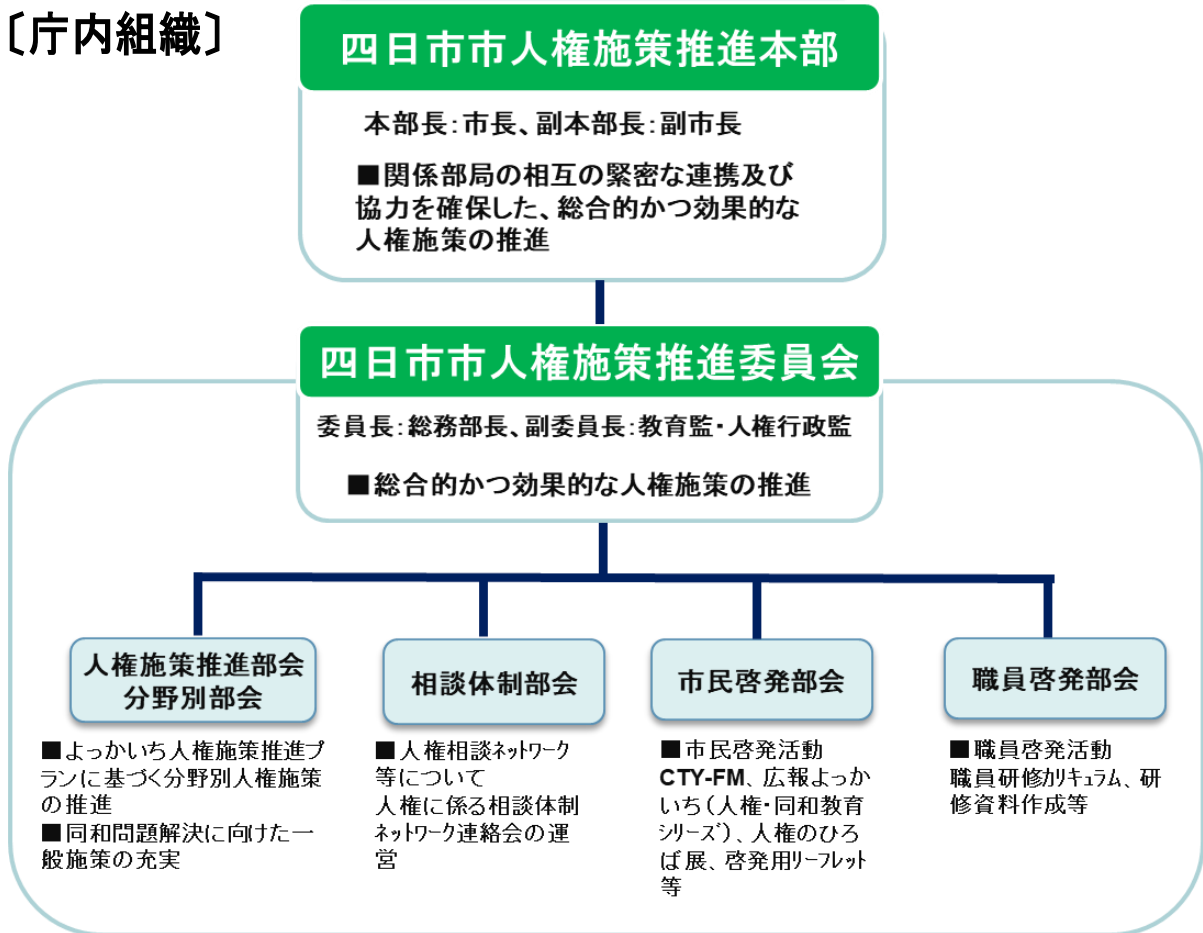
一方、行政だけでは対応が行き届かない課題については、さまざまな分野で活動している市民活動団体等との協働や連携が不可欠です。

市では、四日市市市民協働促進条例に基づき、四日市市市民協働促進計画を作成し、行政だけではなく、市民、市民活動団体など地域を構成するすべての主体が協働、連携する市民協働のまちづくりに取り組んでいます。（P 16 参照）

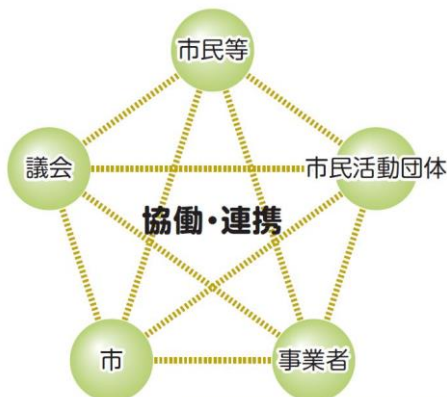
今後の人権施策を推進するにあたって、各部局を横断した総合的な取り組みを展開するとともに、多様な主体と行政が連携できる体制の整備にも努めます。

V. 施策の推進体制

〔庁内組織〕



〔市民協働の担い手と領域のイメージ〕



(四日市市市民協働促進計画より)

<市民協働の取り組みの方向性>

子どもや高齢者、障害者などに対する虐待を防止するための見守り、子育ての不安を抱える保護者の相談、外国人市民の相談など人権にかかる地域課題について、市民等や市民活動団体との協働や連携を図り、問題が解決することをめざします。